

当クラブ運営規則

第2章 会員

第4条 (会員の種別)

クラブの会員は名誉会員、特別会員、正会員、平日会員及び家族会員の5種とする。

第5条 (名誉会員及び特別会員)

名誉会員はクラブの名誉の象徴として理事会が推挙し、特別会員はクラブまたは会社に功労のあった者で理事会が推挙したものとする。

第6条 (正会員)

1. 正会員は所定の手続きによって入会した者で、会社の株主である個人を個人正会員、会社の株主である法人を法人正会員とし、その法人が登録した個人を登録正会員と称する。
2. 正会員は休場日を除きクラブ施設を利用することができる。

第7条 (平日会員)

1. 平日会員は所定の手続きによって入会した者で、個人で入会した者を個人平日会員、法人で入会した者を法人平日会員、その法人が登録した個人を登録平日会員と称する。
2. 平日会員は休場日を除く平日並びにクラブが特に定めた日曜、祝日に限りクラブ施設を利用することができる。

第8条 (家族会員)

1. 個人正会員の妻又は子で、所定の手続きにより入会した者を、家族会員と称する。
2. 家族会員は休場日を除く平日並びにクラブが特に定めた日曜日、祝日に限りクラブ施設を利用することができる。

第9条 (会員の年齢)

1. 個人会員および登録会員の年齢は満25歳以上とする。
2. 家族会委員のうち、個人正会員の子の年齢は満12歳以上25歳未満とするが、満20歳以上の者は、学校教育法に定める学校に在学中の者に限る。

第10条 (費用の負担)

会員は理事会において定めた年会費、グリーンフィーその他の費用を負担する。

第11条 (ゲスト)

会員は、別の定めに従いゲストを同伴することができる。